

議第八十六号

岐阜県内の病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

岐阜県内の病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成三十年六月十九日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県内の病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岐阜県内の病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とする。

附則第二項を次のように改める。

2 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）附則第二十八条に規定する場合において、同条に規定する既存の病床数を算定するに当たっては、療養病床を有する病院又は診療所の開設者が、平成三十年四月一日以後に当該病院又は診療所の療養病床の転換（当該療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設又は介護医療院の用に供することをいう。）を行った介護老人保健施設又は介護医療院の入所定員数を、平成三十六年三月三十一日までの間、療養病床に係る既存の病床数とみなすものとする。

附則中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

附則第六項中「第五十三条」を「第五十三条の二第一項」に、「届出をした」を「届出に係る」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に、「第六条第一項第二号」を「第五条第一項第二号」に改め、同項を附則第五項とする。

附則第七項中「第五十四条」を「第五十四条の二第一項」に、「届出をした」を「届出に係る」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に、「第八条第一項第一号」を「第七条第一項第一号」に改め、同項を附則第六項とする。

附則第八項中「第五十五条」を「第五十五条の二第一項」に、「届出をした」を「届出に係る」

に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に、「第八条第一項第一号」を「第七条第一項第一号」に改め、同項を附則第七項とし、附則中第九項を第八項とし、第十項を第九項とし、第十一項を第十項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

2 岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「附則第十項及び第十一項」を「附則第九項及び第十項」に改める。

(岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

3 岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第七十八号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「附則第十項及び第十一項」を「附則第九項及び第十項」に改める。

附則第五項中「附則第十一項」を「附則第十項」に改める。

提 案 説 明

医療法施行規則の一部改正に伴い、療養病床に係る看護師等の人員配置の緩和措置等を延長するため、この条例を定めようとする。